

議事要旨(1) 企業会計基準公開草案「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」について

石井専門委員長及び湯川専門委員より、資料「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」について、第 101 回企業会計基準委員会(3 月 28 日開催)以降の変更点を中心に説明がなされた後、審議が行われた。

前回の企業会計基準委員会からの主な変更点は、以下の通りである。

(1) 「トレーディング」について（基準案第 3 項）

前回の企業会計基準委員会の資料では、棚卸資産の所有目的としての「トレーディング」について、「事業遂行上の制約がないこと」という文言を含めていたが、通常の販売目的と区分する上での重要なポイントは「投資の目的」であり、この文言が入ることで、かえって趣旨が不明確になるという委員等からの指摘があった。このため、この文言を削除し、「投資の目的」がポイントであることが明確となる表現に変更した。

(2) 売価還元低価法について（基準案第 13 項）

売価還元低価法の算式を用いて計算すれば、「収益性の低下に基づく簿価切下額を反映したものとみなすことができる」という誤解を与えるのではないかという懸念が委員等から指摘されたため、この指摘を反映した条件を記述した。

(3) 適用初年度の特例措置について（基準案第 22 項）

前回の企業会計基準委員会の資料では適用初年度の特例措置を認めないこととしていたが、その後に開催された第 14 回棚卸資産専門委員会（3 月 31 日開催）において一部の専門委員からの強い要望があったことなどから、適用初年度において多額に生じた原価法から低価法への変更差額を、特別損失に計上することを認める特例措置を再度定めることとした。

(4) 正味売却価額がマイナスの場合（基準案第 45 項）

棚卸資産の正味売却価額がマイナスとなった場合については、企業会計原則 注解 18 の問題であるとし、会計基準（案）の検討範囲には含めていない。この点を明確にすることが基準案第 45 項の趣旨であり、何らかの会計処理を要求しているかのような誤解を与えない表現に変更した。

委員等からは、以下のような意見及び質問がなされた。

- ① 変更後の基準案第 13 項に追加した条件では、依然として誤解を与えることが懸念され、問題が十分に解消できていないのではないか。
- ② 基準案第 22 項の特例措置について、今回の会計方針の変更は会計基準等の改正に

よる変更であり、財務情報の有用性の観点から、むしろ積極的に認めるべき措置とも考えられ、賛成する。

- ③ 基準案第 22 項の特例措置は、どのような業種の会社が採用する可能性があると考えているのか。
- ④ 変更後の基準案第 45 項の表現であっても、意図している趣旨が伝わらず、誤解を与える可能性がある。「本会計基準においては取り扱っていない。」ということを記述するのではなく、「企業会計基準 注解 18 の取扱いによる。」等の表現に改めるべきではないか。

その他、内容の確認や表現及び字句修正について委員等から意見があった。

上記のうち③については、棚卸資産の回転期間が長い業種の会社による採用が見込まれる旨が事務局から回答された。その他の指摘については、事務局より修正文案が示された。

審議の後、採決が行われ、細かい字句修正に関しては委員長に一任の上、出席者 11 名全員の賛成により、標記公開草案の公表が承認された。

以 上